

女性弁護士による女性法律相談

男性には話しづらい悩みを相談できます。

離婚や相続、家族関係や養育等のなかなか相談しづらい内容について、**無料**で女性の弁護士に相談できます。



対象者：市内にお住まいかお勤めの女性

定員：1回あたり5名（定員を超えた場合抽選になります。結果は原則郵送します。）

申込方法：郵便・FAX・メールのいずれかで、「〇月〇日女性弁護士相談希望」「住所」「名前」「電話番号」「ご希望時間帯」等を記載して政策創造課（下記お問い合わせ先）まで送付してください。（新規の申し込み者を優先します。）

相談時間：おひとり30分程度

※ 下記の申込書を記載していただき、政策創造課へ送付していただいても構いません。

場所 本庁地下1階 会議室

時間帯 午前9時、9時35分、10時15分、10時50分、11時25分

開催予定	相談実施日	申込期間（必着）	広報掲載号（申込のお知らせ）
令和3年	4月10日（土）	3月1日～3月31日	広報くわな 3月
令和3年	5月8日（土）	4月1日～4月28日	広報くわな 4月
令和3年	6月12日（土）	5月1日～5月31日	広報くわな 5月
令和3年	7月10日（土）	6月1日～6月30日	広報くわな 6月
令和3年	8月7日（土） （第1土曜日）	7月1日～7月30日	広報くわな 7月
令和3年	9月11日（土）	8月1日～8月31日	広報くわな 8月
令和3年	10月9日（土）	9月1日～9月30日	広報くわな 9月
令和3年	11月13日（土）	10月1日～10月29日	広報くわな 10月
令和3年	12月11日（土）	11月1日～11月30日	広報くわな 11月
令和4年	1月8日（土）	12月1日～12月27日	広報くわな 12月
令和4年	2月12日（土）	1月4日～1月31日	広報くわな 1月
令和4年	3月12日（土）	2月1日～2月28日	広報くわな 2月

お問い合わせ先

桑名市役所 政策創造課 女性活躍・多文化共生推進室

住所：〒511-8601 桑名市中央町 2-37

FAX：0594-24-1412 E-MAIL：hatarakim@city.kuwana.lg.jp 電話番号：0594-24-1413

月 日 女性弁護士法律相談 申込書	
氏名	(フリガナ)
住所	
連絡先	電話番号 — —
希望時間帯	9時、9時35分、10時15分、10時50分、11時25分 (ご希望の時間帯があれば○をふって下さい)
備考欄	